

## 令和6年度大学院教育学研究科入学者選抜における受験生向けQ&amp;Aについて

大学院入試に係るQ&Aを公開します。  
 なお、出願にあたっては、各選抜の『学生募集要項』をよく読んでください。  
 大学院教育学研究科入試HP（募集要項公開中）  
[https://www.nara-edu.ac.jp/admissions/postgraduate\\_admissions/](https://www.nara-edu.ac.jp/admissions/postgraduate_admissions/)

## 【入学試験について】

	Q	A
1	過去間は閲覧可能ですか。	<p>本学大学院は令和4年4月に改組し新しくなったため、令和4年度実施の入学試験から新しい大学院で実施しております。そのため、入試問題の過去間は、専門職学位課程（教職大学院）は4回分（令和4年7月、9月、11月、令和5年2月実施）、修士課程は2回分（令和4年9月、令和5年2月）について筆記試験のみ当日閲覧が可能です。入試対策の参考となれば幸いです。</p> <p>過去間の閲覧について（下記URL：本学HP）  <a href="https://www.nara-edu.ac.jp/admissions/past_issues.html">https://www.nara-edu.ac.jp/admissions/past_issues.html</a></p>
2	奈良教育大学大学院に入学したいのですが、7月募集で不合格になった場合、9月募集や2月募集で再度入試を受けることはできますか。	<p>可能です。本学の大学院入試は、複数の受験機会を設けております。これは、一度不合格になっても、その後さらなる研鑽を積み、再チャレンジによって夢を叶えていただきたいと考えております。</p> <p>なお、専門職学位課程（教職大学院）は入試が4回（7月募集、9月募集、11月募集、2月募集）、修士課程は2回（9月募集、2月募集）の実施を予定しております。</p>
3	出願前に研究指導（補助）を希望する教員に事前に相談する必要がありますが、どのように相談すれば良いですか。	<p>下記URL（本学ホームページ 教員一覧）をご参照ください。  <a href="https://www.nara-edu.ac.jp/guide/list/index.html">https://www.nara-edu.ac.jp/guide/list/index.html</a></p> <p>教員の連絡先が掲載されておりますので、まずはメールにて研究指導（補助）を希望する教員へ相談をしてください。また、メールのみのご相談は出願にあたっての事前相談にはあたりませんので、教員に確認のうえ、来訪またはオンライン会議システム、電話等にて相談をしてください。</p> <p>ただし、長期間にわたってメールの返信がないなど、ご不明な点等ございましたら入試課までご連絡ください。大学院教育学研究科入試webページの「問い合わせフォーム」からも受け付けます。</p>
4	昨年度の入試の受験者数や合格者数を知りたいです。また、入試の各教科ごとの受験者数や合格者数を確認したいです。	<p>下記URL（本学ホームページ 入試に関する調査）p.10～11をご確認ください。専門職学位課程（教職大学院）においては各コース・領域・教科ごと、修士課程は専門分野の小区分ごとに入試データを掲載しております。  <a href="https://www.nara-edu.ac.jp/assets/R5_nyuuside-ta.pdf">https://www.nara-edu.ac.jp/assets/R5_nyuuside-ta.pdf</a></p> <p>なお、専門職学位課程（教職大学院）の入学試験における現職教員や、修士課程における留学生の入試データは表中に内数として掲載しております。</p>
5	教員免許状を有していないのですが、専門職学位課程（教職大学院）に出願することは可能ですか。	<p>教員免許状を有していない場合でも出願することは可能です。ただしその場合は、「小学校教員免許取得プログラム」の受講が必要となります。</p> <p>「小学校教員免許取得プログラム」の詳細は学生募集要項（一般選抜）のp.18をご確認ください。</p>

【奈良県公立学校教員採用候補者選考試験合格者に対する特例について】

	Q	A
1	入試における合格者特例	<p>教採試験に合格した後、本学教職大学院の11月募集を受験する場合は、口述試験【実技等を含む】のみで受験できます。</p> <p>なお、必ず教採試験合格後に、奈良県教員委員会において採用留保の手続きを行う必要があります。（12月頃まで） 詳細は「令和6年度 奈良県・大和高田市・県立大附属高公立学校教員採用候補者選考試験受験案内」を確認してください。</p>
	奈良県教員採用候補者試験を受験予定です。合格した場合に、専門職学位課程（教職大学院）に進学したいと考えています。どの入試を受験すればよいですか。	<p>(A) 教職大学院の7月募集を受験し合格し、かつ、奈良県公立学校教員採用候補者選考試験（以下「教採試験」）一次試験に合格すれば、教採試験二次試験において15点の加点が受けられます。</p> <p>(B) 教採試験に合格し、11月の専門職学位課程入試（一般選抜（奈良県教員採用試験合格者特例））を受験した場合は、筆記試験は免除され、口述試験【実技等を含む】のみで受験できます。</p>
3	奈良県教員採用候補者試験に合格し教職大学院へ進学した場合における特例措置（教育方法の特例）とは何ですか。	<p>奈良県教員採用候補者試験合格者に対する特例措置（教育方法の特例）とは、1年目は奈良教育大学の教職大学院で学び、2年目には正式に教員として採用される制度です。（2年目も院生としての学びがあります。） 大学院の2年目の授業料は免除されます。また、1年目の授業料を2年目に支払うこともできます。</p> <p><input type="checkbox"/>1年目は、奈良県内の教育を深く知り、初任者としての自信をつけることができます。 <input type="checkbox"/>2年間を通じ、初任者として必要な力量を身につけることができます。 <input type="checkbox"/>奈良県の喫緊の課題に対応できる力量形成のため、特別なプログラムを履修できます。それにより、採用後の初任者研修が一部免除されます。</p>
	教育方法の特例	<p>奈良県教員採用候補者試験に合格し、その後、教職大学院の9月募集に合格した場合は、特例措置（教育方法の特例）や授業料の免除は受けられるのでしょうか。あるいは、11月募集の入試を再度受けなければならないのでしょうか。</p> <p>特例措置（教育方法の特例）や授業料の免除を受けられるのは入学試験（7月募集、9月募集、11月募集）の合格者となります。 そのため9月募集で合格している場合、11月募集の入試を再受験する必要はありません。 なお、特例措置（教育方法の特例）を受けるには、奈良県教育委員会において、採用留保の手続きを行う必要があります。</p>
5	奈良県教員採用候補者試験に合格し、特例措置（教育方法の特例）で教職大学院に入学した場合、2年目の実習はどうなりますか。	<p>通常の勤務日に、勤務と区分けして行うこととなります。柔軟に対応するので、安心して受験してください。</p>
6	奈良県教員採用候補者試験に合格し、特例措置（教育方法の特例）で教職大学院に入学した場合、2年目の大学院履修が不安です。勤務に支障が出たり多忙化が進んだりしないのでしょうか。	<p>基本的に、2年目は勤務日に通学することはありません。実習指導や課題研究指導は、テレビ会議システム等を用いて行うことができます。なお、夏季休業中や放課後にも指導を受けることができるなど、負担がかからないように柔軟に対応します。もちろん、勤務のない日に大学に来てもらいません。</p>
7	全般	<p>奈良県教員採用候補者試験合格者に対する教育方法の特例措置は、教採試験のどの校種の合格者に適用されるのでしょうか。</p> <p>奈良県教員採用候補者選考試験にて募集されている全ての校種で適用されます。</p>

【カリキュラムについて】

	Q	A
1	専門職学位課程（教職大学院）で学べることは何ですか。	専門職学位課程（教職大学院）では、『持続可能な社会づくりの担い手』を育成できる高度な専門性と実践力を兼ね備えた教員を養成します。 具体的には、「大学院案内2024」p.6～8を参照してください。
2	修士課程で学べることは何ですか。	修士課程は、書道を含む伝統文化の継承と発展、国際理解教育に基づく多文化共生社会の創造、日本人学生と留学生の共修を特徴としています。具体的には、「大学院案内2024」p.14～15を参照してください。
3	専門職学位課程を担当する教員は誰ですか。また、どのような研究ができますか。	「大学院案内2024」p.11～12を参照してください。 また、受験前には、指導を希望する教員に必ず連絡してください。
4	修士課程を担当する教員は誰ですか。また、どのような研究ができますか。	「大学院案内2024」p.15を参照してください。 また、受験前には、指導を希望する教員に必ず連絡してください。
5	大学院で書道を学びたいです。修士課程でも、教職大学院でも書道を学べるようですが、違いは何ですか。	教職大学院は、書道に関する科目以外に専攻共通科目の履修や学校実習等を通して、教員として必要な知識・技能を習得し、高度な専門性と実践力を兼ね備えた教員を養成することを目的としています。一方、修士課程は、伝統文化教育や国際理解教育の視点から幅広く「伝える」視点を身につけ、書道の専門性を活かして広義の教育（伝統文化の継承や発展）に貢献できる人材の養成を目的としています。

【教員免許状について】

	Q	A
1	教員免許状を有していない場合、教職大学院へ進学できますか。	教員免許状を有していない場合は、「小学校教員免許取得プログラム」の受講が必要となります。修学期間は、小学校教諭一種免許状の取得に必要な単位数に応じて、3年或いは4年となります。（目安としては、幼中高の教諭の普通免許状を取得済みの場合は3年、それ以外は4年となります。）ただし、修学期間に応じた授業料が必要です。教員免許状の有無により、合否判定に影響が出ることはありません。
2	中学校・高等学校の教員免許状のみ取得しています。小学校の教員免許状は持っていませんが、教職大学院の小学校教員免許取得プログラム（3年コース）で小学校免許状を取得する必要がありますありますか。	教職大学院で学ぶにあたり、小学校の教員免許状を有している必要はありません。なお、教職大学院の実習科目は、取得済の免許状に対応した学校種で実施することになります。
3	教員免許状を一切持っていません。教職大学院に入学し、中学校の教員免許状を取得することはできますか。	教員免許状を一切持っていない場合、教職大学院に入学しても、中学校の教員免許状は取得できません。なお、教員免許状を一切持っていない場合は、小学校教員免許取得プログラム（4年コース）の受講が必要です。最初の2年間に学部授業を受けて小学校免許状を取得することになります。
4	教職大学院で幼年教育について学びたいが、幼稚園教諭の免許は持っていません。（保育士の免許はもっています）。入学できますか。	入学は可能ですが、教員免許状を一切持っていない場合は、小学校教員免許取得プログラム（4年コース）の受講が必要です。
5	一種教員免許状を取得済みで、修士課程を修了すれば、専修免許状を取得できますか。	修士課程では、一種免許状をすでに持っていたとしても、専修免許状を取得できません。なお、専門職学位課程で開設されている科目を履修できる制度がありますので、課程認定を受けている科目を履修することで、専修免許状を取得することも可能ですが、1年間で履修できる単位数の制限や時間割編成の都合上、取得を保証するものではありません。

【現職教員について】

	Q	A
1	現職教員です。14条特例を使って現職教員派遣として修士課程で学びたいと考えていますが、可能でしょうか。	派遣元の教育委員会に相談してください。
2	現職教員です。教職大学院の夜間コースで学びたいと考えています。その場合、実習はどうなるのでしょうか。夜間は学校はやっていないと思うのですが。	昼間に、担当教員が定期的に勤務校に出向く等により指導を行います。

【就職について】

	Q	A
1	教員を目指しているが、修士課程の内容に魅力を感じるので修士課程に進学したいと考えています。教員就職のための支援を受けることはできますか。また、授業力などを修士課程でも身に付くのでしょうか。	基本的に、修士課程の教育課程は、学校教員の養成を行うものではありません。また、専修免許状も得られません。それを理解した上で、修士課程に進学し教員を目指すことを拒むものではありません。就職支援も大学で行う各種プログラムを受けることができます。伝統文化教育や国際理解教育を専門的に学んで、教員として活躍していただきたいです。

【留学生について】

	Q	A
1	留学生です。留学生特別選抜試験で大学院の受験は可能ですか？	修士課程の入試であれば留学生特別選抜はございますが、専門職学位課程（教職大学院）に留学生特別選抜はございません。